

許 可 申 請 書

年 月 日

島根県雲南県土整備事務所長 様
（仁多土木事業所）

申請者 住所
氏名

別紙のとおり 河川法第24・26条の許可を申請します。

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(乙の4)

(工作物の新築、改築、除却)

1 河川の名称

2 目的

3 場所

4 工作物の名称又は種類

5 工作物の構造又は能力

6 工事の実施方法

7 工期

8 占用面積

9 占用の期間

備考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

事業計画概要説明書

(1) 目 的

(2) 理 由

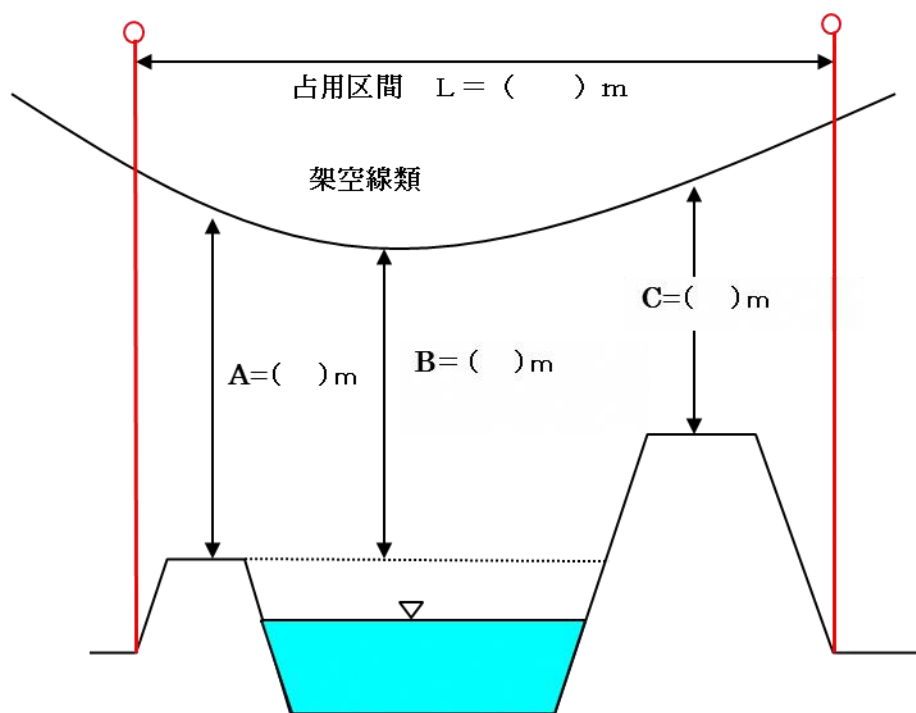
(3) 工事の方法

(4) 工 程

(5) そ の 他

記載要領および申請内容説明資料

1. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
工事施工者ではなく、占有物件の管理者を記載すること。
2. 「占有の目的」は占有物件の用途により占有料金が減免される場合があるので、占有の目的を示すこと。
河川は島根県の管理する河川か、県土整備事務所管内図で確認すること。
3. 市部と町村部では占有料金が異なるため、数量は市部と町村部に区分して記載すること。
複数の占有物件を申請する場合は、条例別表の区分毎に端数を切り上げて記載すること。
複数の占有物件を1件としている場合でその一部を変更しようとするときは、変更する数量のみでなく変更後の数量総括表を作成するなど、わかりやすく記載すること。
4. 占有物件が、架空線類の場合は、河川からの距離について、下図に記入すること。



A、B又はCのいずれかが9 m未満の場合

【占有区間Lを占有料金徴収対象】